

7. 平成 18 年 4 月版／訂正および解説等の追加

歯科診療—平成 18 年 4 月版をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。本書内容の一部につきまして下記赤字のようにお詫びし訂正させていただきますので、なにとぞご了承願います。なお、通知変更に伴う訂正も、一部掲載しました。

【平成 18 年度診療報酬改定の流れと特徴】

ページ	該当箇所	訂正内容	備 考
24	「IT 化 対応能力で歯科診療所は二極化」4 行目	平成 19 年にレセプトオンライン請求が…⇒ 2011 年にレセプトオンライン請求が…	

【平成 18 年度歯科診療報酬改定の主な点数】

25	【検査・投薬・リハビリ】	P 継診、G 総診⇒P 継診、G 継診	
26	【処置】スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、歯周ポケット搔爬	2 回目以降の点数を包括⇒同一部位 2 回目以降の点数を包括	

【診療報酬明細書「摘要」欄記載】

27	第 1 部医学管理 【歯科口腔衛生指導料】	削除	
28	第 8 部処置 【歯周疾患処置】	削除	
	【心身医学療法】4「条件・内容」欄	(加筆) 算定した場合	

【齒科診療報酬点数早見表】

34	【歯冠修復】CR インレー	歯科充填用材料Ⅱの製品 単純なもの 107 106 (155) (154) 複雑なもの 160 ⇒ 159 (232) (231)	
		(EE, EB および装着料を含む) ⇒ (EE, EB およ び充填材料を含む)	

【基本診療料】

9	【レセプト】「傷病名」欄	C ₂ ⇒C	
	【レセプト】「摘要」欄	前回, 4月6日治療終了, 6 C 治癒⇒削除	
11	【レセプト】「傷病名」欄	C ₂ ⇒C	
12	【カルテ 7/3】	歯科再診料…180点⇒38点	

【医学管理等 診療情報提供料・地域歯科診療支援病院歯科関連】

33～35	歯科疾患総合指導料に関する解説	(施設基準の追加) ・内科等を標榜する保険医療関係機関との連携体制が確保されていること。
50	【保険解説】 ①	⑥ 削除
62	【レセプト】「傷病名」欄	HRT ⇒ RT
63, 65	傷病名 【レセプト 4 月, 5 月分】「傷病名」欄	舌痛症 (心因性) ⇒ 舌痛症 (心身症)
65	【レセプト 4 月, 5 月分】「届出」欄	補管および総指 2 に○印
	【レセプト 4 月分】「摘要」欄	B 病院歯科 ⇒ B 大学病院 (時間を加筆) 30 分 △○医師 ⇒ 削除
	【レセプト 5 月分】「摘要」欄	(加筆) B 大学病院 4/25

【エックス線および画像診断】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
83	画像診断の算定早見表 〔パデ〕の「一連の症状の確認」欄	空欄 ⇒ 243	
93	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 4月25日 マイオモニター (30分) 4月28日 マイオモニター (30分) 右片側咬筋側頭部の疼痛症状と開口域の改善	

【歯牙処置, 歯内療法】

113	【レセプト 4 月分】「摘要」欄	直接歯髄覆罩 ⇒ 1) 直接歯髄覆罩	
-----	------------------	--------------------	--

【小児・障害者の治療】

192	歯科口腔衛生指導・説明書	担当医科医師氏名 ⇒ 担当歯科医師氏名	
-----	--------------	---------------------	--

【歯周治療】

250	【カルテ 5/9】2 行目	P 基検…200点 ⇒ 100 点	
298	傷病名	P 管理中 ⇒ 歯科疾患継続管理中	疑義解釈による
	【カルテ】計	538 点 ⇒ 418 点	
300	歯科疾患継続管理診断・説明書	担当医科医師氏名 ⇒ 担当歯科医師氏名	
301	【レセプト】「傷病名部位」欄	P 管理中 ⇒ 歯科疾患継続管理中	疑義解釈による
	【レセプト】「摘要」欄	歯周基本検査, スケーリング実施 ⇒ 9 月 6 日 7 6) スケーリング実施	
303	【カルテ】	6 月分明細書は省略 ⇒ 5 月, 6 月分明細書は省略	
308	傷病名	P 管理中 ⇒ 歯科疾患継続管理中	疑義解釈による
310, 311	【レセプト】「傷病名部位」欄	P 管理中 ⇒ 歯科疾患継続管理中	疑義解釈による
313	【レセプト】「処置・手術」の「その他」欄	(加筆) 7 6) 6, 7 5)	
314, 315	【カルテ 4/5, 4/12】	ヒノポロン 5g (1 日 3 回塗布)…83×1 ⇒ 87×1	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	1,603 点 ⇒ 1,611 点	
	【保険解説】 1	削除	
	【保険解説】 2 (⇒ 1)	また塗布する場合は～ ⇒ また, 外用薬として塗布する場合は～	外用薬として算定
	【症例解説】 2	抗菌剤とともに歯周疾患治療剤 (ヒノポロン) が ⇒ 抗菌剤とともに外用薬としてヒノポロンが	
	【レセプト】「投薬・注射」欄	(加筆) 87×2	
	【レセプト】「処置・手術」の「特定薬剤」欄	ヒノポロン 83×2 ⇒ 削除	
316	【カルテ 4/1】	P 管理…100 ⇒ 削除	

【歯冠修復】

322	補綴物維持管理説明書	担当医科医師氏名 ⇒ 担当歯科医師氏名	
380, 381	【カルテ 4/5】3 行目	(加筆) +メタルコア加算… +21	
	【レセプト】全体の「その他」欄	441×1 ⇒ (441+21)×1	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	1,959 点 ⇒ 1,980 点	
	【保険解説】 3	ただし, 補管未届保険医療機関では加算を算定することができない ⇒ 補管未届保険医療機関では 70/100 に相当する 21 点を加算する。	

【ブリッジ】

ページ	該当箇所	訂正内容	備 考
411	8. インレー支台のブリッジ	なお、インレーを支台装置とするブリッジは、… ⇒ なお、 すべての支台装置をインレーとするブリッジは…	通知の訂正による
417	【解説】31.	310 頁を ⇒ 321 頁を	
454	【カルテ 4/12】6 行目	(追加) 補管 (④ 5 ⑥ Br) (補管に係る案内書を交付) …330 点	
	【カルテ】計	2,876 点 ⇒ 3,206 点	
	【保険解説】 4	ブリッジの支台がインレーとなる場合は、… ⇒ ブリッジのすべての支台装置をインレーとする場合は、…	通知の訂正による
455	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「維持管理」欄	(追加) 330×1	
	【レセプト】「合計」欄	2,876 点 ⇒ 3,206 点	

【ダツリ・修理】

487	9. ダツリした歯冠修復物およびブリッジの再装着	補管中のブリッジおよび平成 4 年 3 月までに保険給付されていたブリッジを除く ⇒ 補管中のブリッジを除く、平成 4 年 3 月までに保険給付されていたブリッジは算定可。	
496	【保険解説】	(加筆) 4 メタルコアによる支台築造物を再装着した場合は、診療録および明細書の「摘要」欄にメタルコアを再装着した歯の部位、再装着した年月日を記載した場合に限り装着料、装着材料料が算定できる。	
497	【レセプト】「摘要」欄	(加筆)平成 18 年 4 月 1 日 1 メタルコア再装着	
504, 505	【カルテ 5/31】2, 3 行目	→70/100 の点数算定 ⇒ 削除	
	【カルテ 5/31】2, 3 行目	125 ⇒ 168	
	【レセプト】全体の「その他」欄	263 ⇒ 345	
	【カルテ】計	388 ⇒ 513	
	【レセプト】「合計」欄		通知の訂正による (8, 9 頁参照)
	【保険解説】 1	その場合、所定点数の 70/100 に相当する… ⇒ その場合、所定点数に相当する…	
	【症例解説】	(70/100 の点数算定では 263 点) ⇒ 削除	
506, 507	【カルテ 5/31】2, 3 行目	→70/100 の点数算定 ⇒ 削除	
	【カルテ 5/31】2, 3 行目	420 ⇒ 553	
	【レセプト】全体の「その他」欄	463 ⇒ 596	
		474 ⇒ 602	
	【カルテ】計	1,357 ⇒ 1,751	
	【レセプト】「合計」欄		通知の訂正による (10, 11 頁参照)
	【保険解説】 3	いずれの場合も、所定点数の 70/100 に相当する… ⇒ いずれの場合も、所定点数に相当する…	
508	【カルテ 4/1】	3 行目 → 150 4 行目 → 12×2 6 行目 → 330 7 行目 (模)…50 ⇒ 削除 計 230 点 ⇒ 684 点	
	【保険解説】 1	通知のように修正	通知の訂正による (12 頁参照)

ページ	該当箇所	訂正内容	備 考
509	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」欄	(加筆) 維持管理 330×1 ブリッジ set 150×1 グセ 12×2	通知の訂正による (13 頁参照)
	【レセプト】全体の「その他」欄	添付模型 50×1 ⇒ 削除	
	【レセプト】「摘要」欄	㊦ブリッジの再来院による地方社会保険事務局長への可否 ⇒ ㊦ブリッジ装着	
	【レセプト】「合計」欄	290 点 ⇒ 684 点	
512	【保険解説】 5	12%金パラ・3/4 冠価格 870 円 ⇒ 12%金パラ・3/4 冠価格 860 円	
	【保険解説】 8	インレー単純なもの… 360 円 ⇒ 350 円	

【有床義歯】

531	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 18 日 7 6 5 2 1 1 2 義歯 set	義歯の新製を前提の旧義歯修理翌月における新製義歯調整料算定の場合
535	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 17 日 4 2+2 4-7 義歯 set	
541	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 14 日 7-4 4-7 義歯 set	
543	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 21 日 7-4 2+2 4-7 義歯 set	
547	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 15 日 6 5 5 6 7, 7 6 義歯 set	
551	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 22 日 7+7 義歯 set	
565	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 19 日 6+5 7 義歯 set	
569	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 19 日 7+7, 7+7 義歯 set	
571	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 8 日 7-4 1 1 2 6 義歯 set	
573	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 12 日 7 6 5 2 1 1 2 6 7 義歯 set	
577	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 15 日 7 4 義歯 set	
581	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 平成 18 年 4 月 15 日 7-4 義歯 set	
566, 567	【カルテ 4/8】2 行目	再 BT…280 点 ⇒ — (算定なし)	
	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「咬合」欄	280×2 ⇒ 280×1	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	4,268 点 ⇒ 3,988 点	

【有床義歯調整・新製義歯調整】

586	新製義歯調整料の解説	③と④を合体	記載要領の追加
591	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 4 月 12 日 新義歯 set	

【床裏装と有床義歯修理】

598	【解説】1 有床義歯床裏装 ⑨	(加筆) なお、明細書の「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に即時義歯の装着年月日を併せて記載すること。	
599	【解説】2 有床義歯修理 ②	(加筆) その場合、明細書の「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に新製義歯装着年月日を併せて記載する。	
610	【保険解説】 5	(加筆) その場合、明細書の「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に新製義歯装着年月日を併せて記載する。	

【床裏装と有床義歯修理】

ページ	該当箇所	訂正内容	備 考
612	【保険解説】 ⑦④	…の欄に記載する。⇒…の欄に 新製義歯の装着年月日を併せて 記載する。	
613	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) (平成○年○月○日 新製)	
626	【保険解説】 ⑥	(「摘要」欄に製作月日を記載)。⇒(「 歯冠修復及び欠損補綴 」の「 その他 」欄に製作年月日を記載)。	
627	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄	(加筆) 義歯修理 225×1 (平成 18 年 4 月 7 日製作)	
	【レセプト】全体の「その他」欄	義歯修理 225×1 ⇒ 削除	
	【レセプト】「摘要」欄	4 月 7 日装着 ⇒ 削除	
628	【カルテ 5/31】	2 行目 1,442 ⇒ 2,057 計 1,556 ⇒ 2,181	
	【保険解説】 ①, ③	所定点数の 70/100 ⇒ 所定点数の 100/100 …	
	【保険解説】 ②	削除	
	【保険解説】 ⑤	場合には、その理由、模型および装着を行う歯冠修復物、欠損補綴物等の種類および具体的形態等を地方社会保険事務局に提出し、判断を求める。添付模型の費用はスタディモデルに準じて算定するが、算定にあたっては明細書の「摘要」欄に算定の理由を明記する。⇒ 場合は、各区分に係る費用は別に算定できない。算定にあたっては明細書の「摘要」欄にその旨を記載する。	通知の訂正による (14 頁参照)
629	【レセプト】「特記事項」欄	70/100 ⇒ 削除	
	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「人工歯」欄	27 97 ⇒ 削除	
	【レセプト】全体の「その他」欄	総義歯 set 1,442×1 ⇒ 2,057×1	
	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 連絡とれず	通知の訂正による (15 頁参照)

【抜歯、移植、抜歯後の異常および関連事項】

656, 657	【カルテ 4/4】8 行目 【レセプト】「摘要」欄	トミロニ錠 ⇒ 他の抜歯適応のある抗菌薬	適応なし
670	【カルテ 4/7】	治療計画：創部を生理食塩水にて洗浄、抜歯窩内に立川歯科用 TC パスタ 0.2g 填塞 ⇒ 治療計画：創部を生理食塩水にて洗浄、抜歯窩内に TC パスタ (テトラサイクリン CMC ペイスト「昭和」) 0.2g 填塞	

【外傷と骨折処置・顎関節症】

705	【レセプト】「処置・手術」欄	「その他」欄 咬調 40×1 ⇒ 削除 「咬調」欄 (加筆) 40×1	
720	【保険解説】 ④	1 回につき 220 点を算定する。⇒ 1 回につき 220 点を算定する (月 1 回に限る)。	
722, 723	【カルテ 4/1】6 行目 【レセプト】全体の「その他」欄 【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	(加筆) 関節腔内注射…80 点 1,806 点 ⇒ 1,886 点	

【粘膜疾患処置・その他の外来手術】

753	【レセプト】「診療開始日」欄	17 年 4 月 1 日 ⇒ 18 年 4 月 1 日	
-----	----------------	------------------------------------	--

【在宅医療】

ページ	該当箇所	訂正内容	備 考
784, 785	【カルテ 4/4】 5 行目 【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「義歯調整」欄	90+40 ⇒ 90+60	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	4,793 点 ⇒ 4,813 点	
786, 787	【カルテ 4/8】 2 行目 【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「義歯調整」欄	90+40+50 ⇒ 90+60+50 90+40 ⇒ 90+60	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	3,854 点 ⇒ 3,874 点	
790, 792	【カルテ 5/27】 3 行目 【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「義歯調整」欄	90+40+50 ⇒ 90+60+50 90+40 ⇒ 90+60	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	3,081 点 ⇒ 3,101 点	
790, 793	【カルテ 6/24】 3 行目 【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「義歯調整」欄	90+40+50 ⇒ 90+60+50 90+40 ⇒ 90+60	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	3,096 点 ⇒ 3,116 点	
797	【レセプト】「特記事項」欄	(加筆) 50/100	
	【レセプト】「摘要」欄	(加筆) 摂食機能療法 平成 18 年 4 月 12 日 (30 分間) 平成 18 年 4 月 21 日 (30 分間) 唾液腺マッサージ, 舌体操, 顔面体操 (使用した器具名)	
799	【居宅サービス介護給付費明細書】「給付費明細」欄	歯科衛生士等居宅療養管理指導 「回数・日数」欄 1 ⇒ 2, 「サービス単位数」欄 350 ⇒ 700	
807	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」欄	「印象」欄 90×1 ⇒ 60×1 「義歯調整」欄 +60 ⇒ 90 「摘要」欄 5/1 ⇒ 5/6 5/14 ⇒ 5/13	50/100 加算
808, 811	【カルテ 5/6】 3 行目 【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「義歯調整」欄	90+50 ⇒ 90+60+50 90 ⇒ 90+60	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	3,422 点 ⇒ 3,482 点	
812, 813	【カルテ 5/9】 3 行目 【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」の「義歯調整」欄	90+50 ⇒ 90+60+50 90 ⇒ 90+60	
	【カルテ】計, 【レセプト】「合計」欄	1,088 点 ⇒ 1,148 点	

【リハビリテーション】

824	【解説】「3. 摂食機能療法」④	言語聴覚士, 看護師等が行う⇒言語聴覚士, 看護師, 歯科衛生士等が行う	
827	【レセプト】「摘要」欄	4/4—2:00~2:30 ⇒ 平成 18 年 4 月 4 日 (30 分) 4/26—1:30~2:00 ⇒ 平成 18 年 4 月 26 日 (30 分)	

【老人保健】

831	【レセプト】「減額 割 (円) 免除・支払猶予」欄	570 ⇒ 削除	
-----	---------------------------	----------	--

【歯科矯正】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
832	【解説】「歯科矯正」③	鎖骨・頭蓋異骨症⇒鎖骨・頭蓋骨異形成 ベックウィズ・ウォードマン症候群⇒ベックウィズ・ヴィードマン症候群	
833	【解説】「施設基準に係る届出の様式」	様式 59 (844 頁参照)⇒様式 59 (845 頁参照)	
	【解説】	(加筆) 歯科矯正診断料の施設基準 障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 号)第 36 条第 1 号及び第 2 号に係る医療について、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関(歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。)であること。ただし、更生医療として歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。 ・当該治療を行うために必要な次に掲げる基準を満たしていること。 ア 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えていること。 イ 専任の常勤歯科医師が 1 名以上勤務していること。	